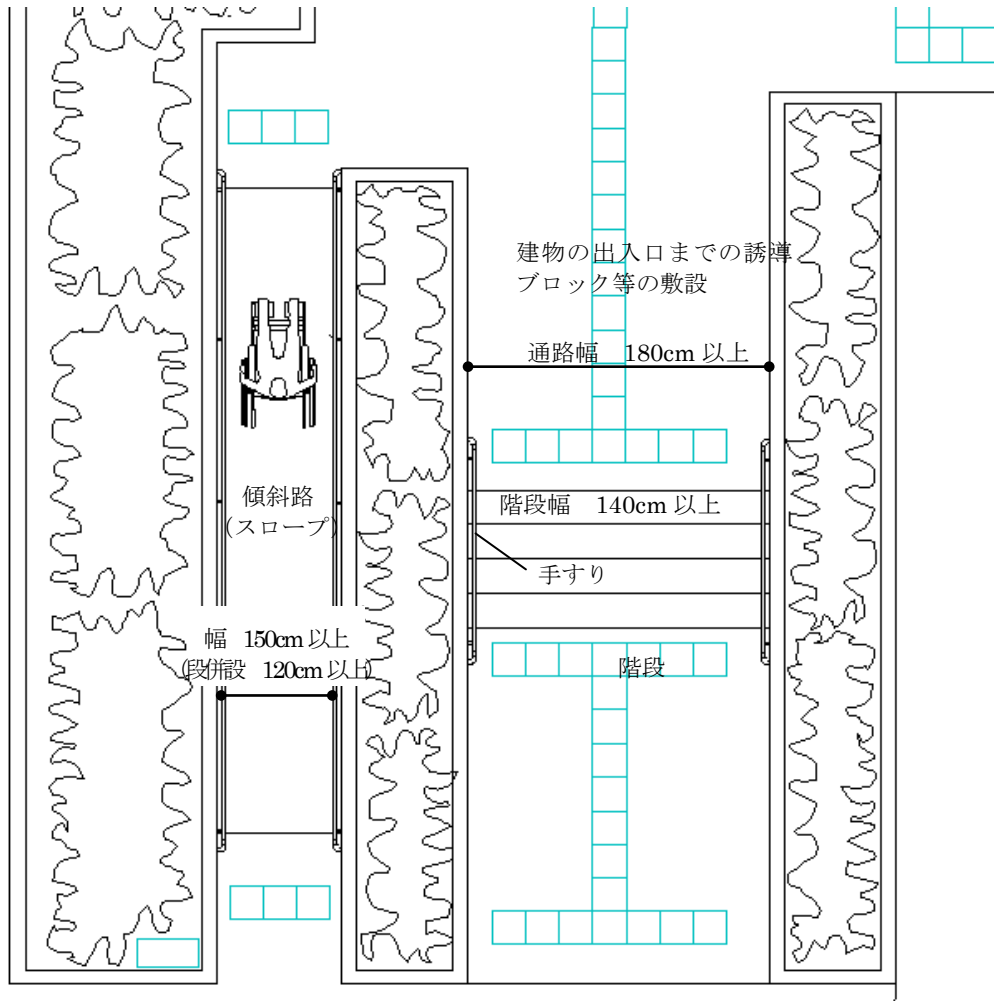


## 資料編

望ましいバリアフリー整備	…資-3
広さに関する基本的な数値	…資-8
床材と滑りやすさ	…資-10
案内用図記号	…資-13
国際シンボルマークの形状について	…資-20
障害者の現状	…資-21
身体障害者補助犬法	…資-23
参考文献等	…資-28

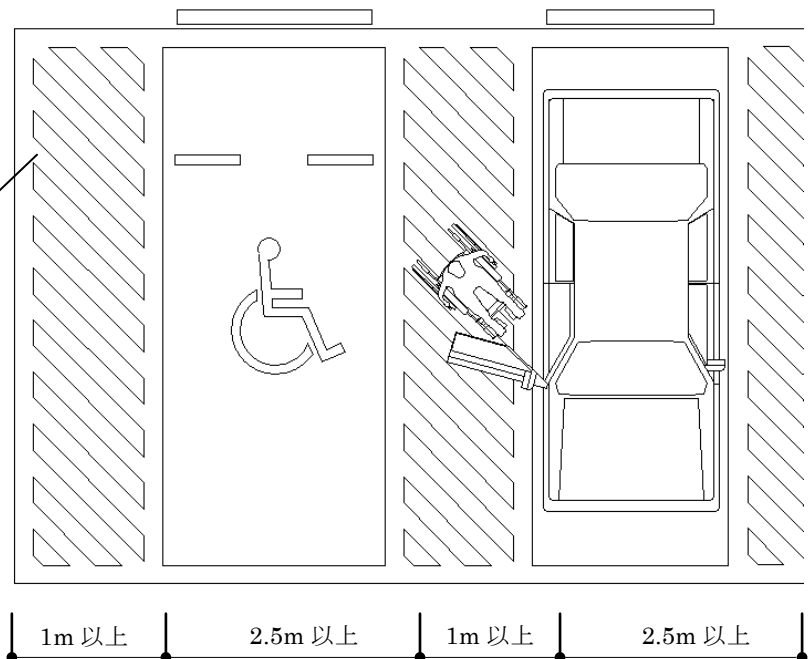
# 望ましいバリアフリー整備

## ■敷地内通路

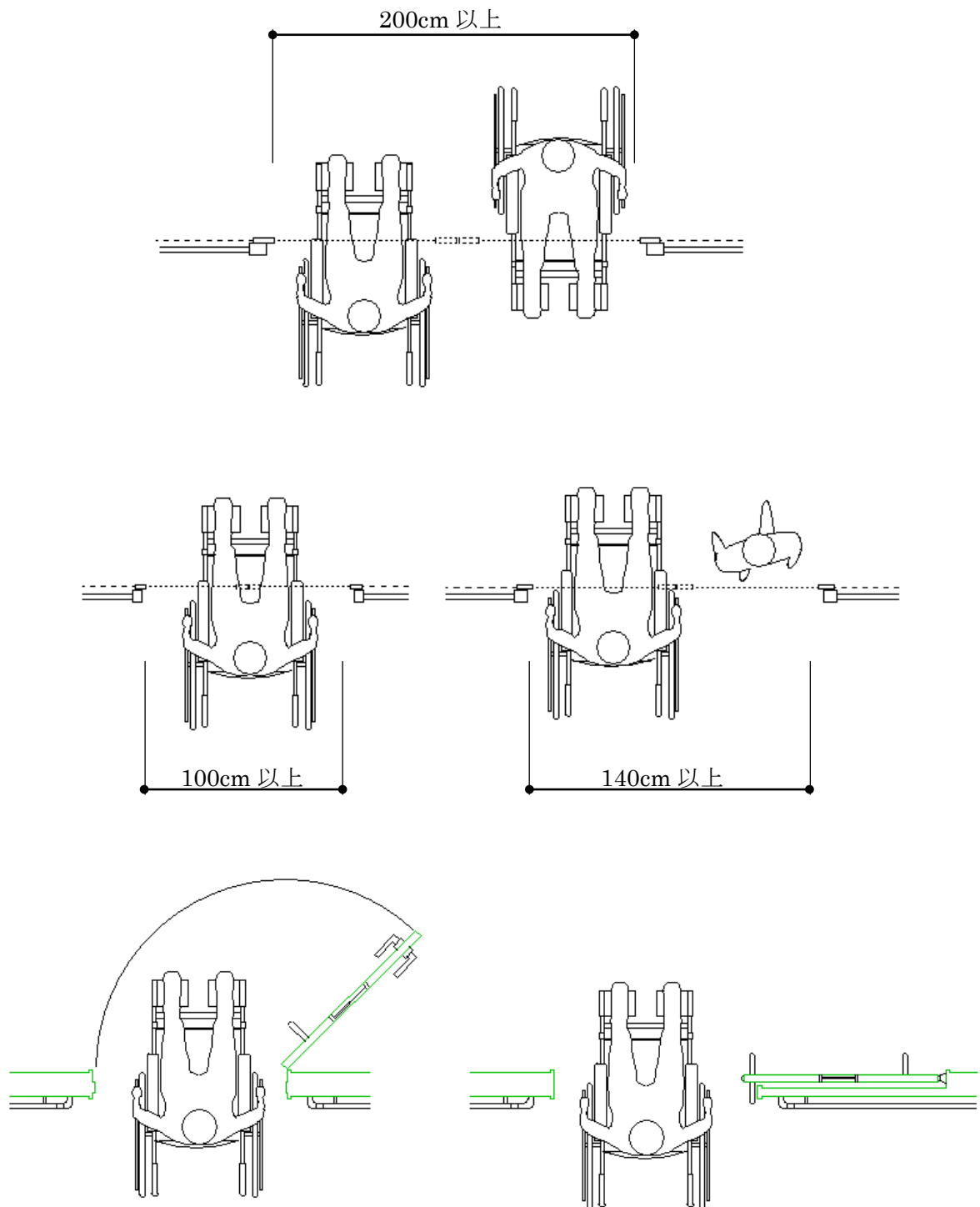


## ■駐車場

車いす用駐車スペースを連続して設けることにより、どちらからでも利用できるようになります。又、車いすだけでなく、荷物を多く抱えた利用者にも有効なスペースになります。



## ■出入口

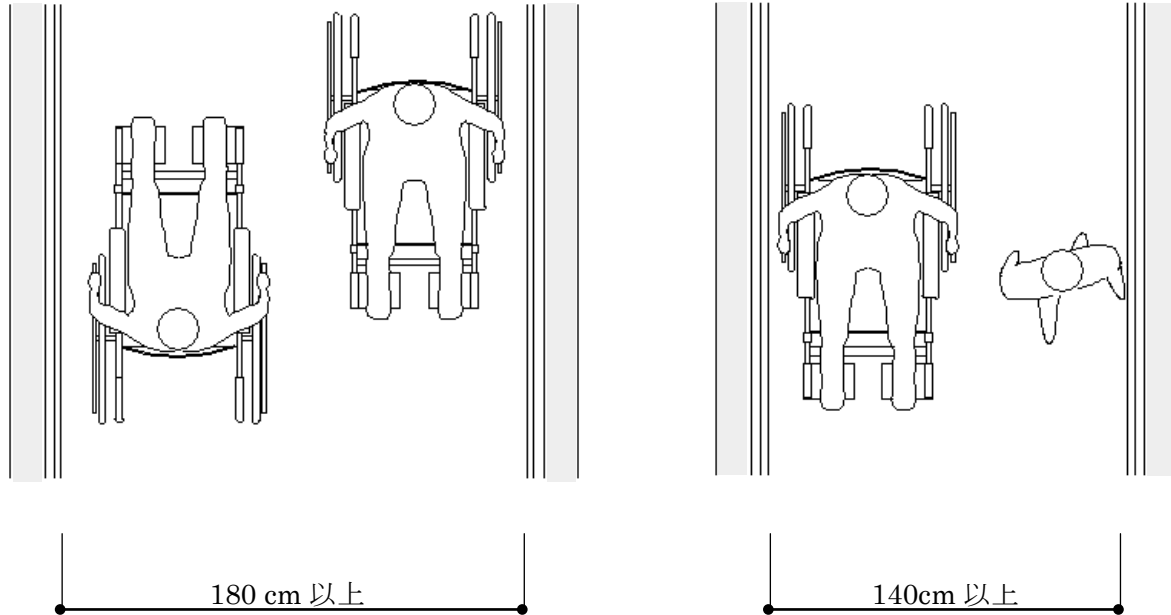


出入口の有効幅員は、ドアの厚みや取手の引き残し、飛び出し等を考慮し、必要な有効幅員を確保するように十分に配慮します。

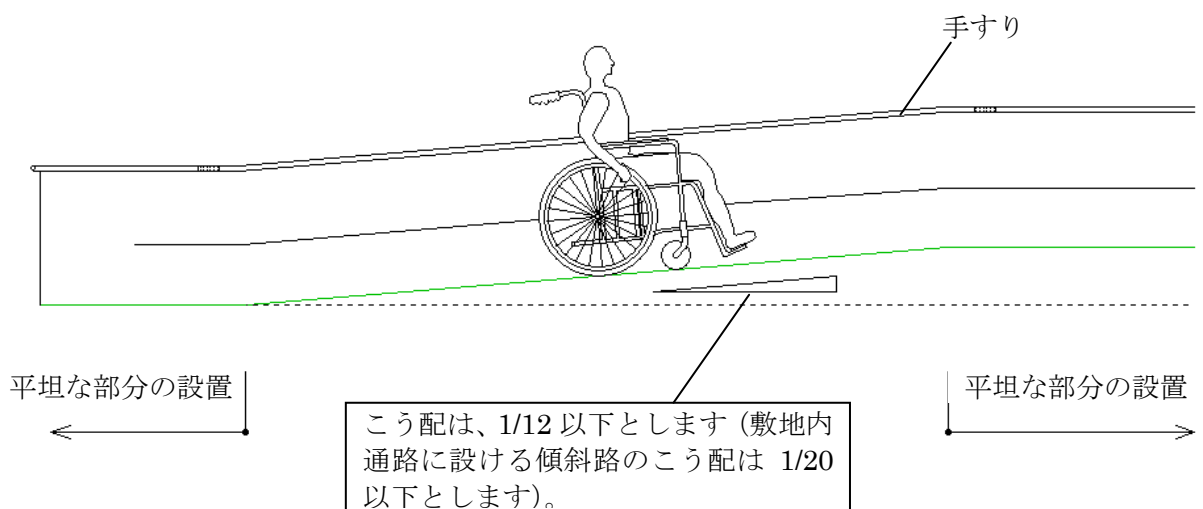
## ■廊下

車いす使用者同士がすれ違うためには、幅 180cm 以上とします。

車いすと通行人がすれ違うためには、幅 140cm 以上が必要です。

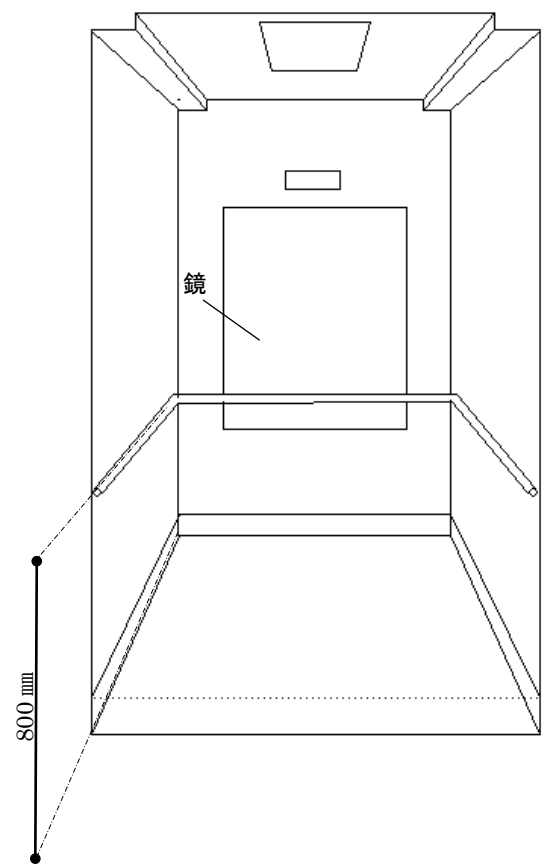
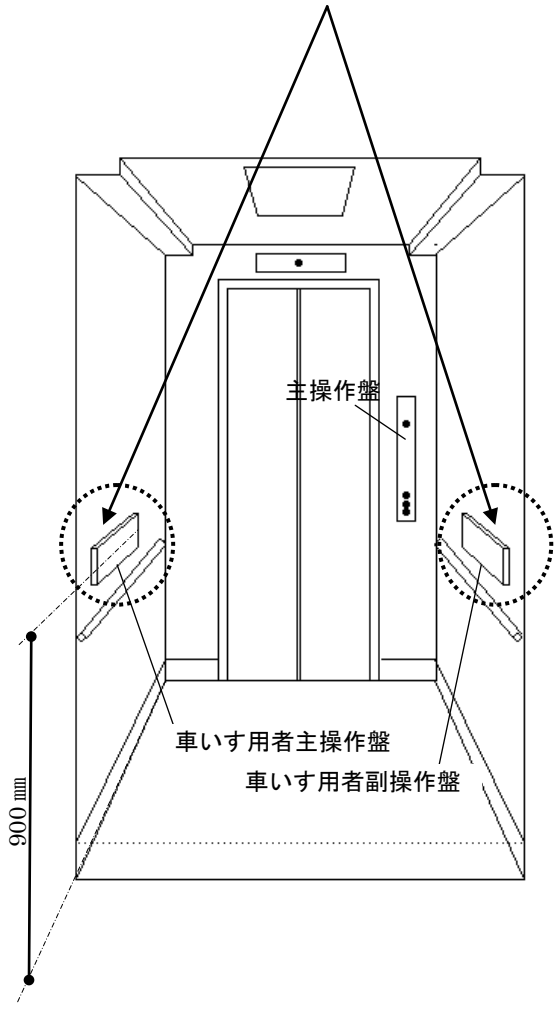
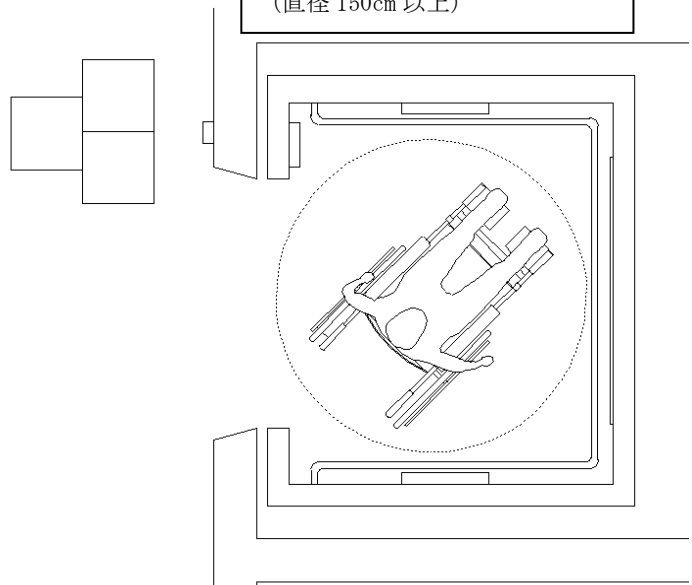
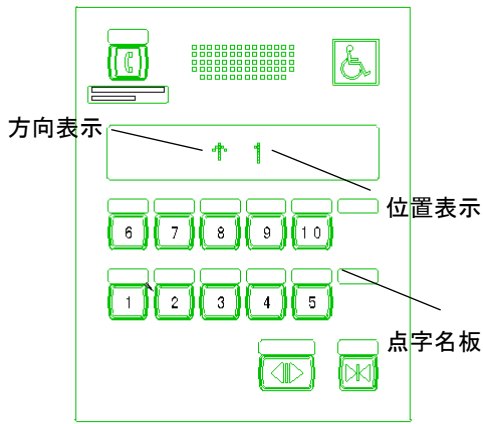


## ■傾斜路

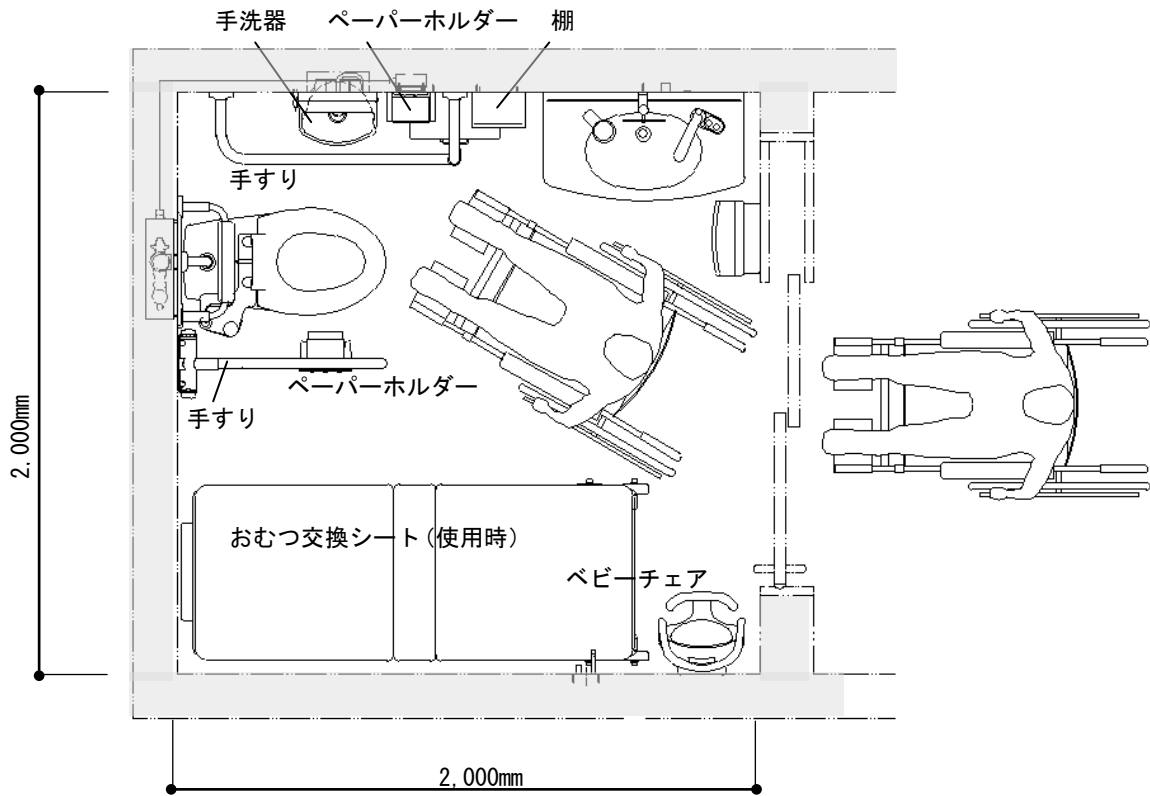


# ■エレベーター

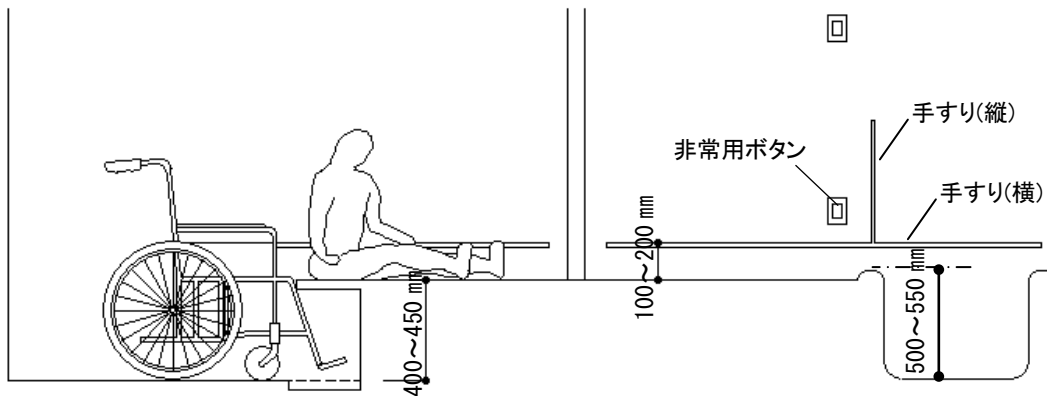
車いすがエレベーターのかご内で回転できる大きさにします。  
(直径 150cm 以上)



## ■ 便所

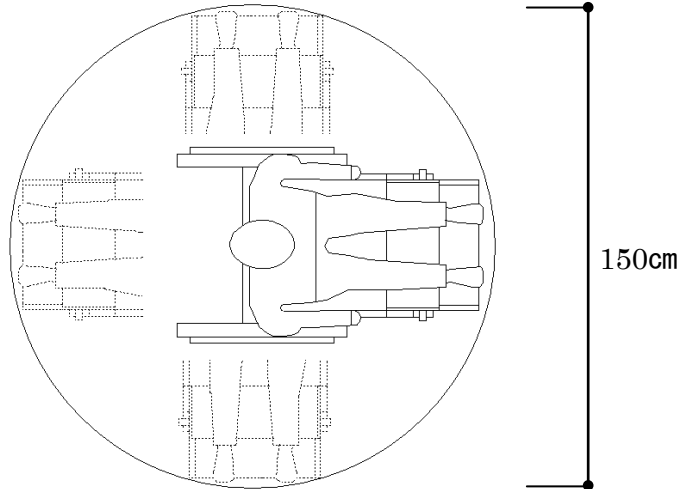


## ■ 浴室

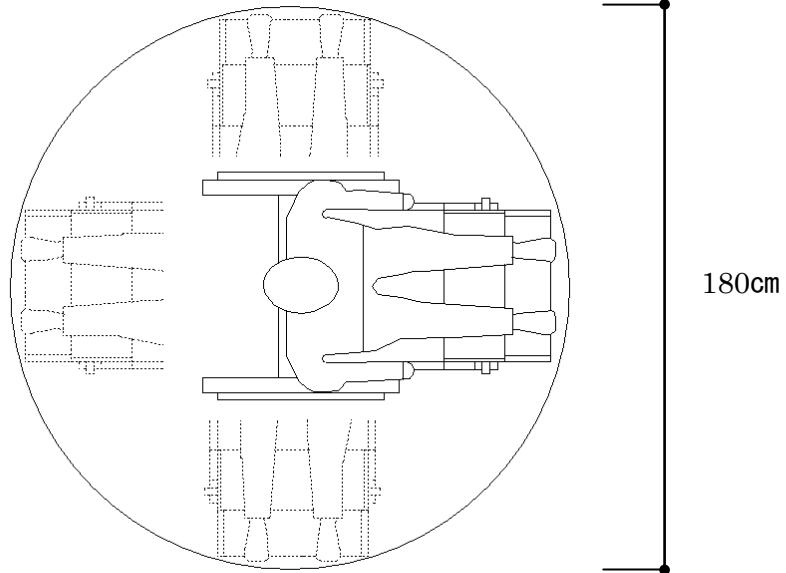


# 広さに関する基本的な数値

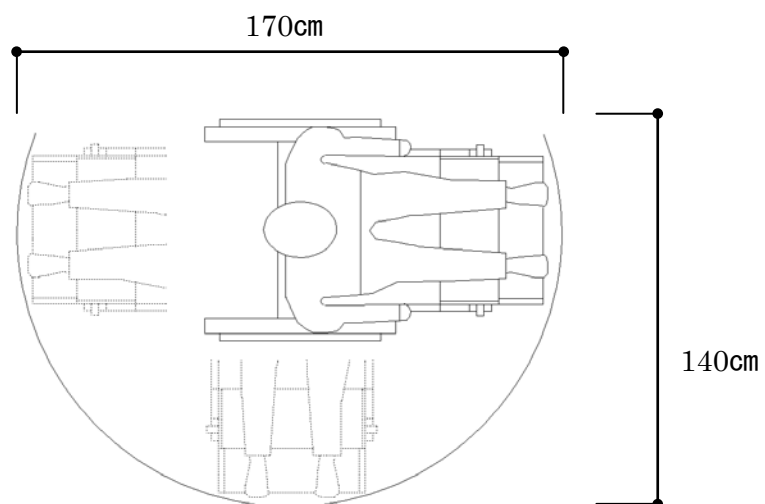
360度方向転換<手動車いす>



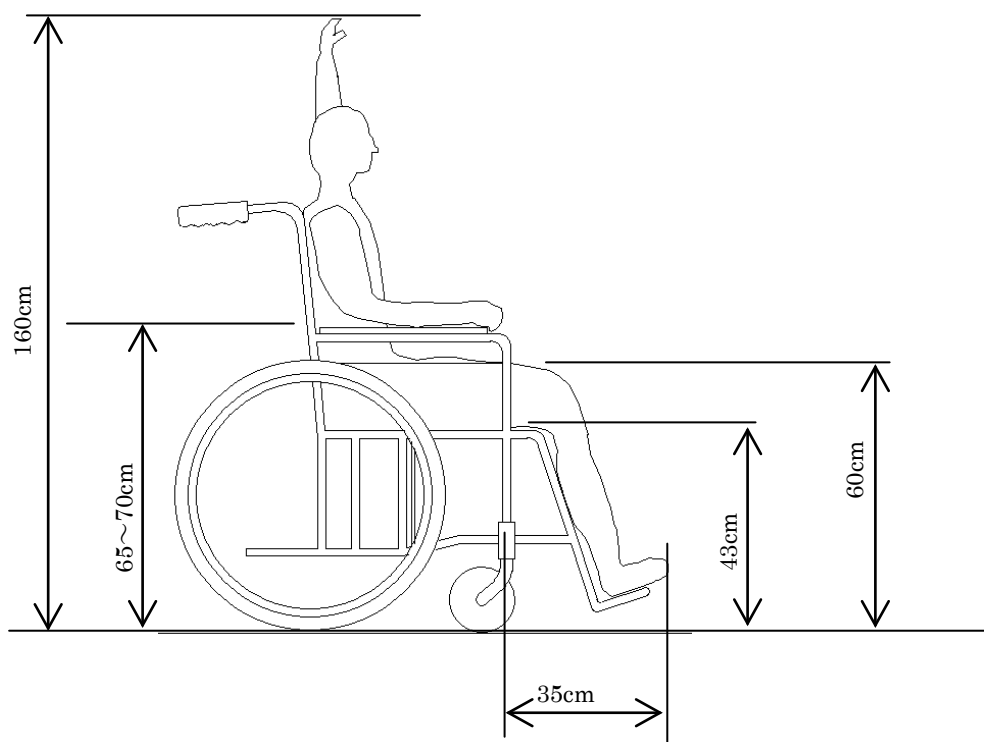
360度方向転換<電動車椅子(標準型)>



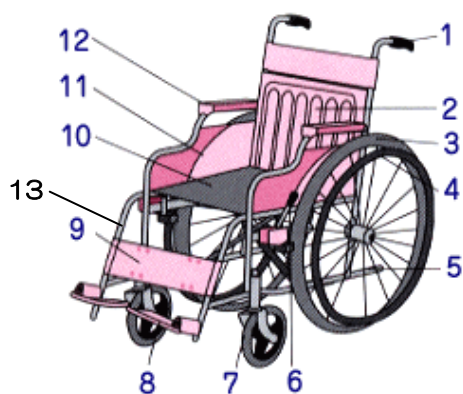
180度方向転換<手動車いす・電動車椅子(標準型)>



■車いす使用者の高さ関係基本寸法



■車いす各部名称（手動車いす（自走用標準形））



1	ハンドグリップ
2	バックレスト
3	駆動輪
4	ハンドリム
5	ティッピングレバー
6	ブレーキ
7	キャスタ
8	フットレスト
9	レッグレスト
10	シート
11	シートガード
12	アームレスト
13	レッグパイプ



## 床材と滑りやすさ

■評価指標 床材の滑りにくさの指標として、JIS A5705（ビニル系床材）附属書に定める、「床材の滑り試験方法（斜め引張型）によって測定される、滑り抵抗係数（C.S.R. : Coefficient of Slip Resistance）」を用います。

■使用条件 C.S.R.を規定する際には、床の使用条件を勘案して、以下のうちから当該部位において可能性のある表面状態を検討します。

- ① 完全清掃の状態
- ② ほこり付着の状態
- ③ 水分付着の状態
- ④ 油付着の状態

（ほこりや、水分の付着状態の生むにより滑りやすさは大きく異なるので、外部から持ち込まないように玄関回りを計画する必要があります。）

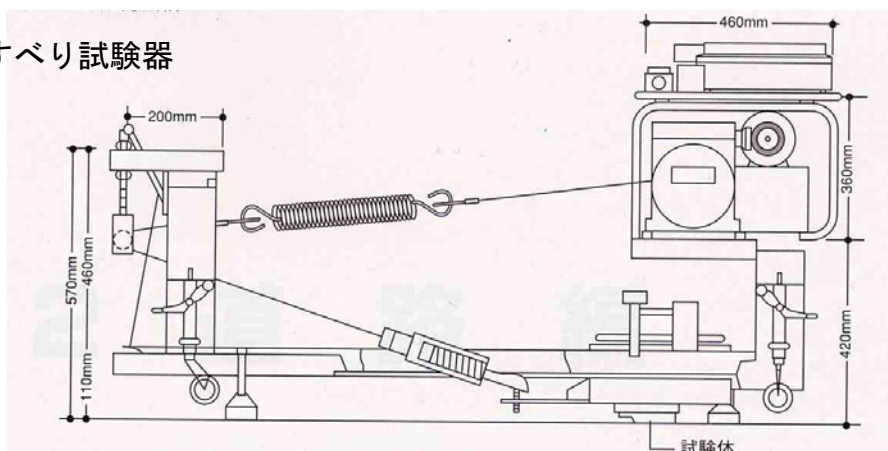
■材料・仕上げ 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案したうえで、原則としてC.S.R.が以下の数値を満足する材料、仕上げとします。  
ただし、体育館の床など激しい運動動作を行う箇所についてはこの限りではありません。（激しい運動動作を行う箇所では、あまり滑らない床も危険になります。）

下足で走行する部分	0.4 ~ 0.9
上足で走行する部分	0.35 ~ 0.9
素足で利用する部分	0.45 ~ 0.9
傾斜路部分	0.5 ~ 0.9

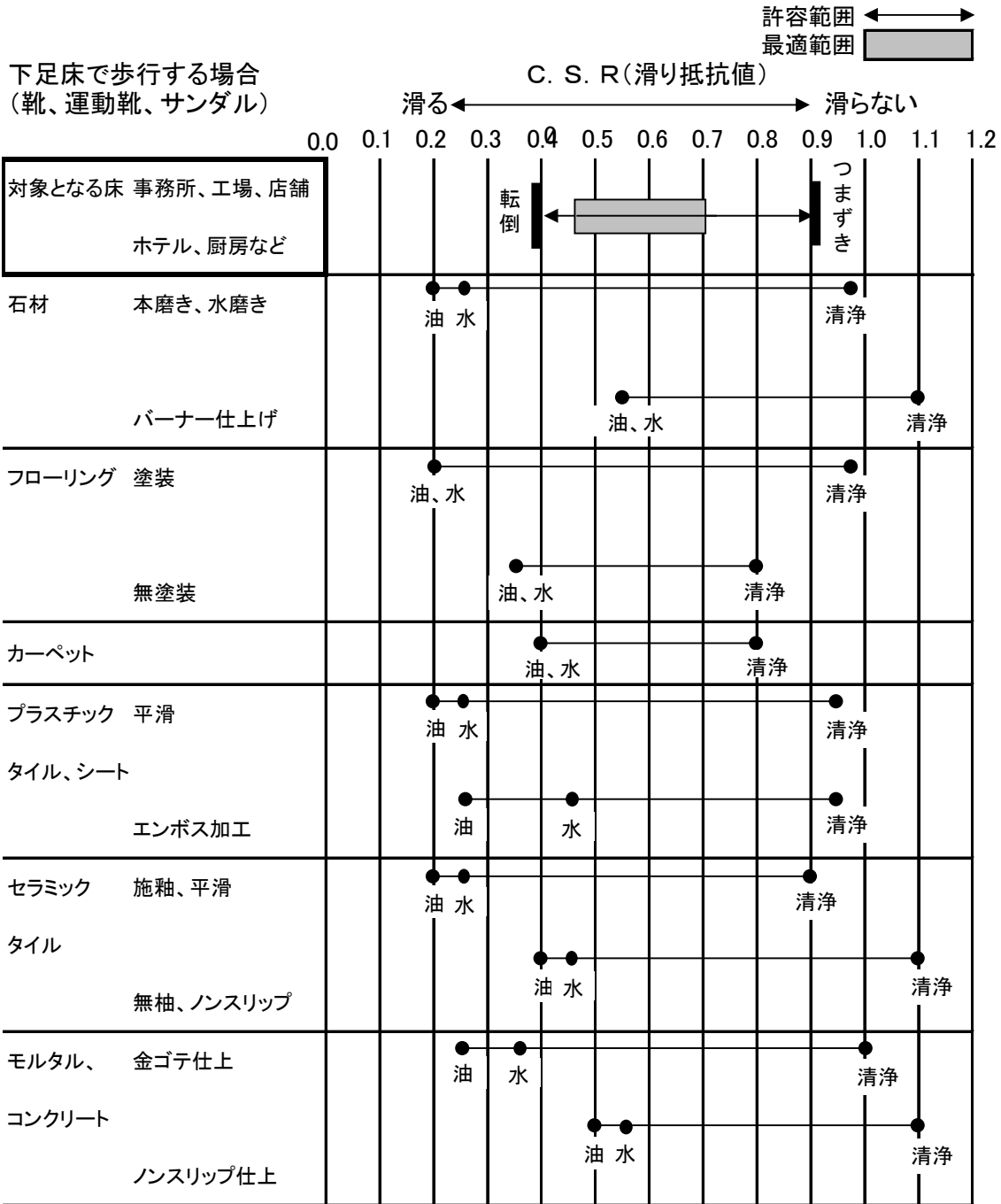
■滑りの差 同一の床において、滑り抵抗に大きな差（C.S.R.で0.2以上）がある材料の複合使用は避けます。（突然滑り抵抗が変化すると、滑ったり、つまずいたりする危険が大きいです。）

### 《参考図》

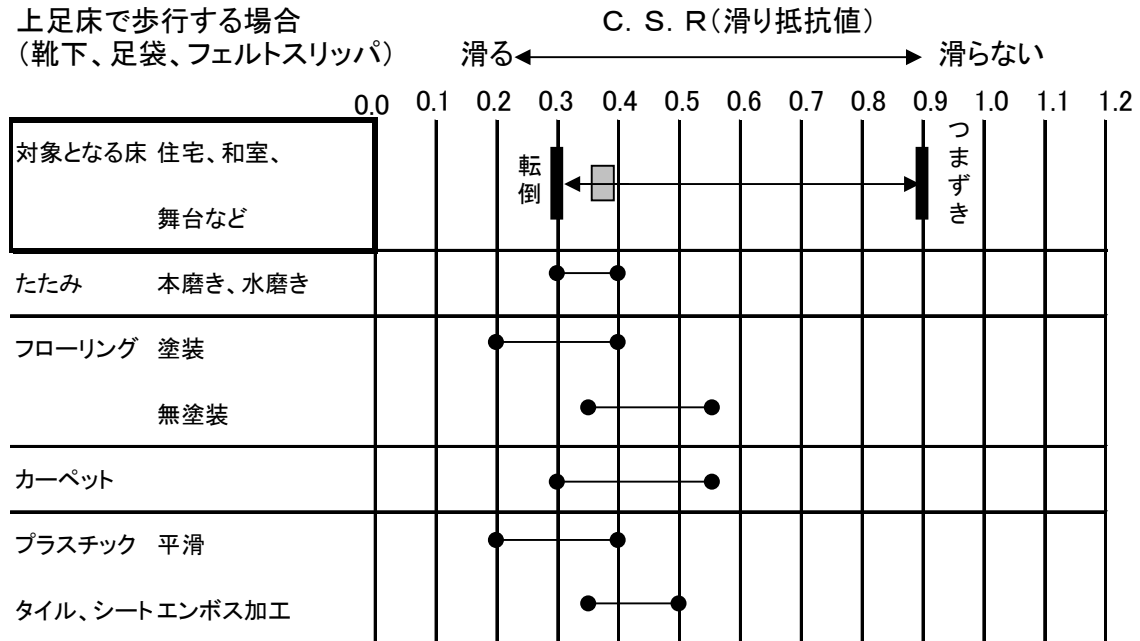
すべり試験器



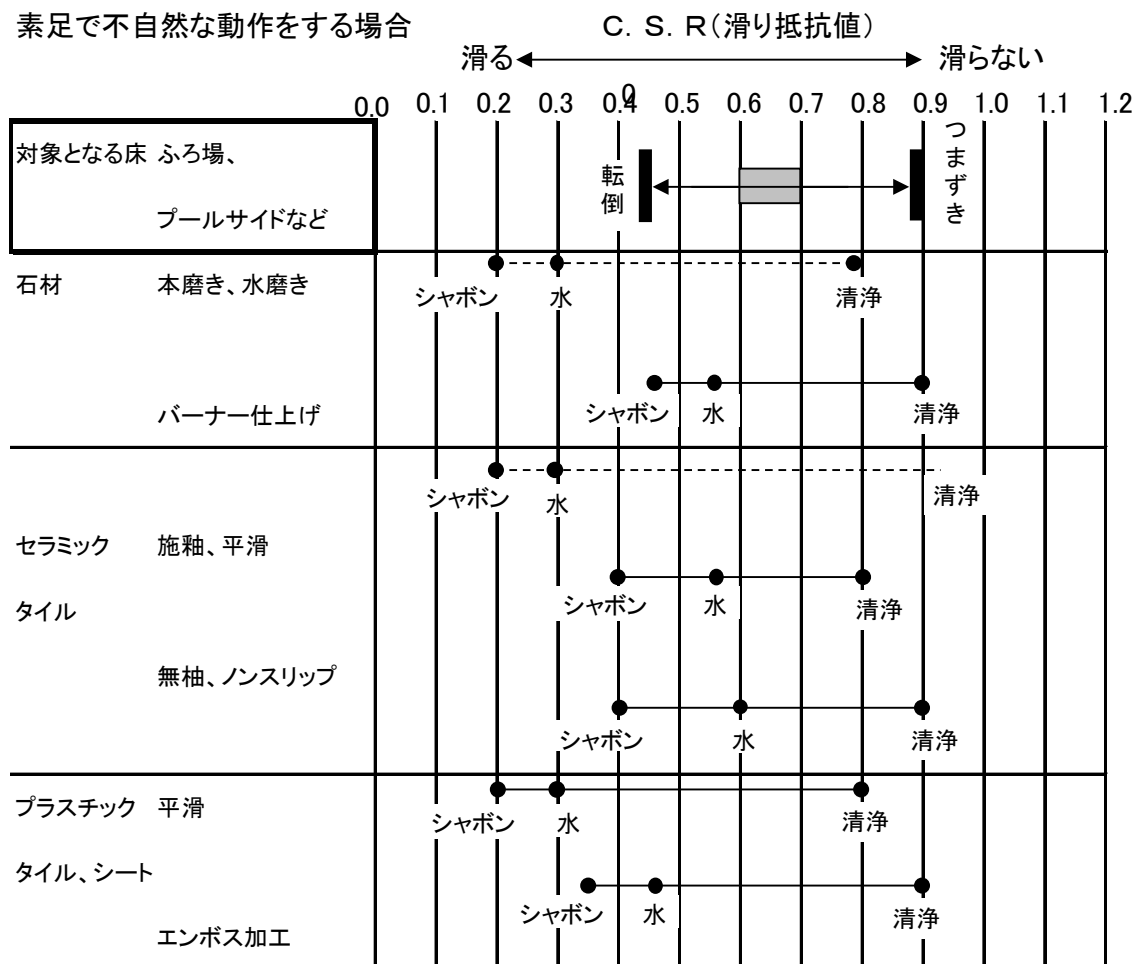
# ●床材と滑りやすさ



上足床で歩行する場合  
(靴下、足袋、フェルトスリッパ)



素足で不自然な動作をする場合



# 案内用図記号

建物の利用にあたり、利用者によっては情報の制約を多く受けます。例えば、高齢化に伴い視力が低下すること、車いす使用者は一般歩行者よりも目線が低いこと、聴覚障害者は音声による情報が得にくいことなどが考えられます。また、東京にあっては多くの日本語の分らない外国人旅行者がいます。

利用者が同等の情報を得られるよう、案内用の図記号等を適切な位置に設置することで、建物の設備の機能を十分に発揮することができます。

以下は、一般案内用図記号検討委員会において策定された図記号です。一般案内用図記号検討委員会とは、国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が日本財団の助成を得て平成 11 年度から 12 年度設置したもので、平成 13 年 3 月に 125 項目の「標準案内用図記号」を決定しました。

その後、この図記号の JIS(日本工業規格)化に関し、日本標準調査会標準部会基本技術専門委員会において標準案内用図記号 125 項目のうち 104 項目の JIS 化案が了承され、平成 14 年 3 月に JISZ8210 として制定されました。JIS 化の対象となったのは、標準案内用図記号の推奨度 A (図形を変形しないで用いるもの) に分類されたもののうち、非常口を除く 42 項目、及び推奨度 B (図形を基本的に変形しないで用いるもの) に分類された 62 項目の計 104 項目です。

詳細は、交通エコロジー・モビリティ財団 (<http://www.ecomo.or.jp>) のホームページで閲覧することができます。

## 《奨励度 A》

安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。

(※印は、既存の図記号を標準案内用に一般案内用図記号検討委員会が採択したもので、それ以外は同委員会がオリジナルに作成したものです。)

## 1. 公共・一般施設



案内所  
Question & answer



情報コーナー  
Information



病院  
Hospital



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男子  
Men



女子  
Women



身障者用設備  
※  
Accessible facility



車椅子スロープ  
※  
Accessible slope



飲料水  
Drinking water



喫煙所  
Smoking area



※

(備考)  
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。

## 2. 安全



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button



非常口 ※  
Emergency exit



広域避難場所 ※  
Safety evacuation area

## 3. 禁止



一般禁止 ※  
General prohibition



禁煙  
No smoking



※

（備考）  
火災予防条例で下記の図記号の  
使用が規定されている場所には、  
下記の図記号を使用する必要がある。  
る。



火気厳禁  
No open flame



進入禁止  
No entry



駐車禁止  
No parking



自転車乗り入れ禁止  
No bicycles



立入禁止  
No admittance



走るな／かけ込み禁止  
Do not rush



さわらな  
Do not touch



捨てるな  
Do not throw rubbish



飲めない  
Not drinking water



携帯電話使用禁止  
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止  
Do not use electronic  
devices



撮影禁止  
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止  
Do not take flash  
photographs

## 4. 注意



一般注意 ※  
General caution



障害物注意  
Caution, obstacles  
【注1】(文字による補助表示が必要)



上り段差注意  
Caution, uneven access/  
up



下り段差注意  
Caution, uneven access/  
down



滑面注意  
Caution, slippery surface



転落注意  
Caution, drop  
【注1】(文字による補助表示が必要)



天井に注意  
Caution, overhead



感電注意  
Caution, electricity

## 5. 指示



一般指示 ※  
General mandatory



静かに  
Quiet please



左側にお立ちください  
Please stand on the left  
【注1】(文字による補助表示が必要)



応用例 / 右側にお立ちください  
**variant** / Please stand on the right  
【注1】(文字による補助表示が必要)

《奨励度 B》

多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いる事を推奨します。  
 (※印は、既存の図記号を標準案内用に一般案内用図記号検討委員会が採択したもので、それ以外は同委員会がオリジナルに作成したものです。)

1. 公共・一般施設



チェックイン／受付  
Check-in/Reception



忘れ物取扱所  
Lost and found



ホテル／宿泊施設  
Hotel/  
Accommodation



きっぷうりば／積算所  
Tickets/Fare  
adjustment



手荷物一時預かり所  
Baggage storage



コインロッカー  
Coin lockers



休憩所／待合室  
Lounge/Waiting room



ミーティングポイント  
Meeting point



銀行・両替  
Bank, money exchange

【注2】(通貨記号差し替え可)



キャッシュサービス  
Cash service

【注2】(通貨記号差し替え可)



郵便  
Post



電話  
Telephone



ファックス  
Fax



カート  
Cart



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



クローク  
Cloakroom



更衣室  
Dressing room



更衣室(女子)  
Dressing room  
(women)



シャワー  
Shower



浴室  
Bath



水飲み場  
Water fountain



くず入れ  
Trash box



リサイクル品回収施設  
Collection facility for  
the recycling products

## 2. 交通施設



航空機／空港  
Aircraft/Airport



鉄道／鉄道駅  
Railway/Railway station



船舶／フェリー／港  
Ship/Ferry/Port



ヘリコプター／ヘリポート  
Helicopter/Heliport



バス／バスのりば  
Bus/Bus stop



タクシー／タクシーのりば  
Taxi/Taxi stop



レンタカー  
Rent a car



自転車  
Bicycle



ロープウェイ  
Cable car



ケーブル鉄道  
Cable railway



駐車場  
Parking



出発  
Departures



到着  
Arrivals



乗り継ぎ  
Connecting flights



手荷物受取所  
Baggage claim



税関／荷物検査  
Customs/Baggage check



出国手続／入国手続／検疫／書類審査  
Immigration/Quarantine/Inspection

## 3. 商業施設



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop



バー  
Bar



ガソリンスタンド  
Gasoline station



会計  
Cashier  
【注2】(通貨記号差し替え可)

## 4. 観光・文化・スポーツ施設



展望地／景勝地  
View point



陸上競技場  
Athletic stadium



サッカー競技場  
Football stadium



野球場  
Baseball stadium



テニスコート  
Tennis court





海水浴場／プール  
Swimming place



スキー場  
Ski ground



キャンプ場  
Camp site



温泉  
Hot spring

## 5. 禁止



ベビーカー使用禁止  
Do not use prams  
【注1】(文字による補助表示が必要)



遊泳禁止  
No swimming



キャンプ禁止  
No camping

## 6. 指示



二列並び  
Line up in twos  
【注1】(文字による補助表示が必要)



応用例 1 / 1列並び  
variant 1 / Line up single file  
【注1】(文字による補助表示が必要)



応用例 2 / 三列並び  
variant 2 / Line up in threes  
【注1】(文字による補助表示が必要)



応用例 3 / 四列並び  
variant 3 / Line up in fours  
【注1】(文字による補助表示が必要)



矢印 ※  
Directional arrow



応用例  
variants

## 《奨励度 C》

多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。

### 1. 商業施設



店舗／売店  
Shop



新聞・雑誌  
Newspapers, magazines



薬局  
Pharmacy



理容／美容  
Barber／Beauty salon



手荷物宅配  
Baggage delivery service

### 2. 観光・文化・スポーツ施設



公園  
Park



博物館／美術館  
Museum



歴史的建造物  
Historical monument



応用例 1  
variant 1



応用例 2  
variant 2

### 3. 禁止



飲食禁止  
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止  
No uncaged animals

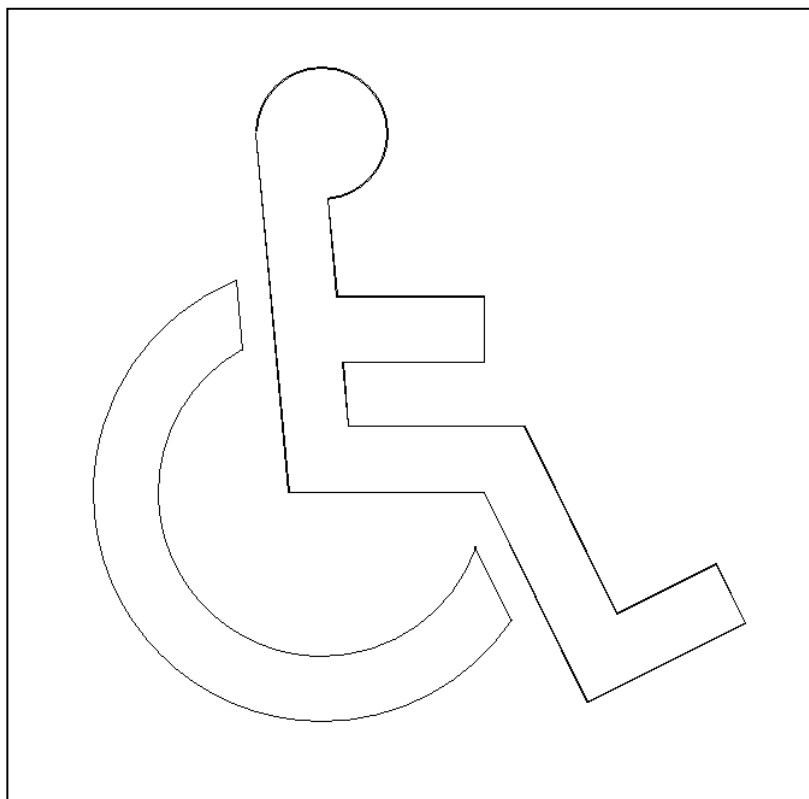


航空機／空港  
Aircraft/Airport

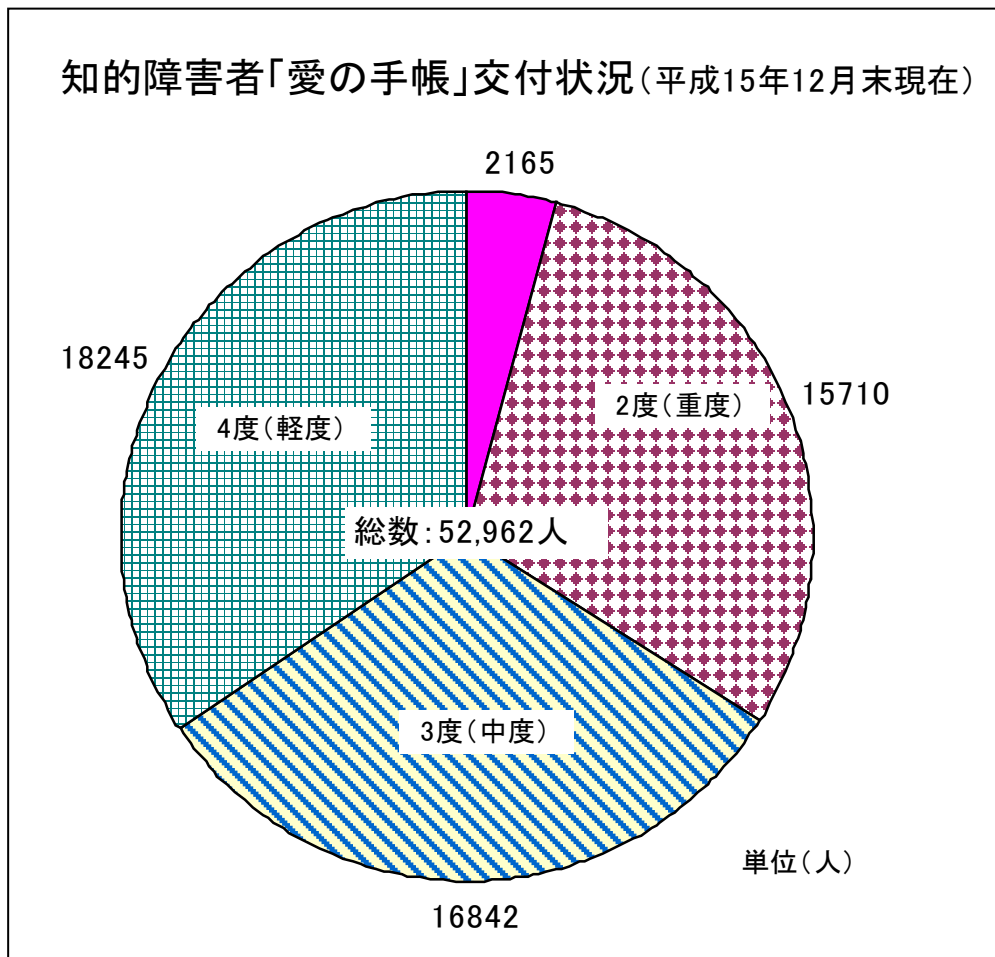
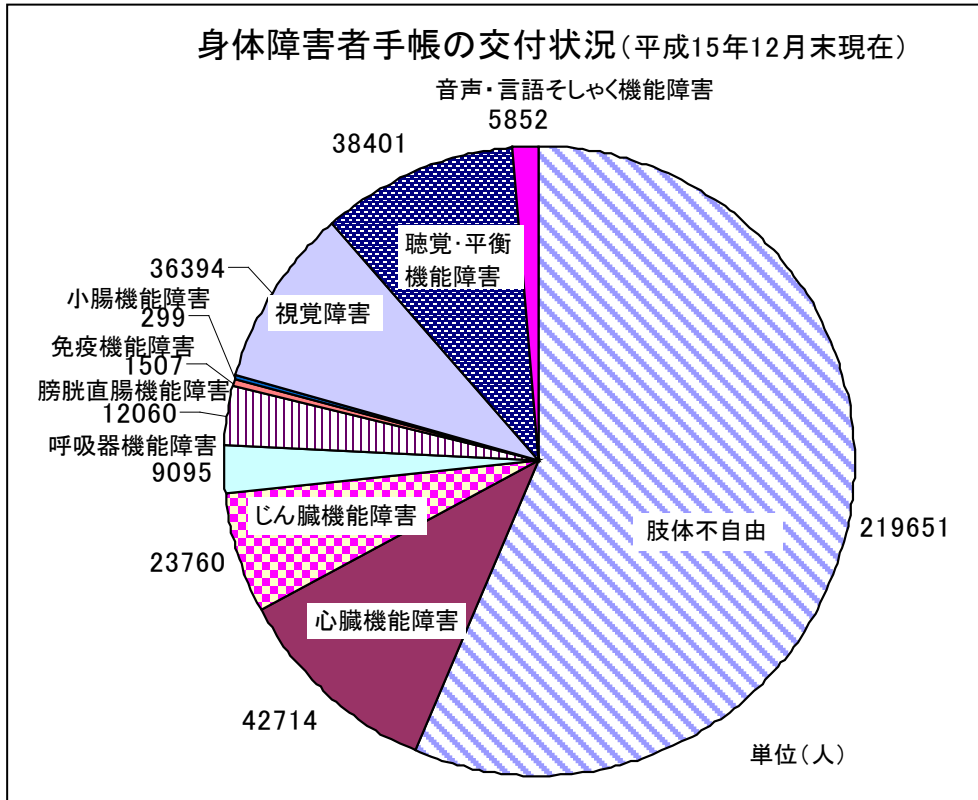
## 国際シンボルマークの形状について

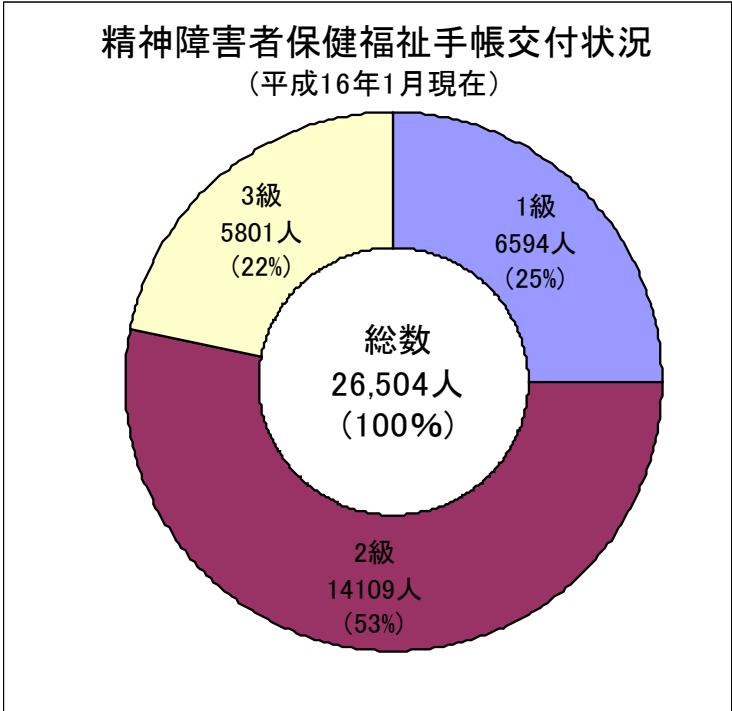
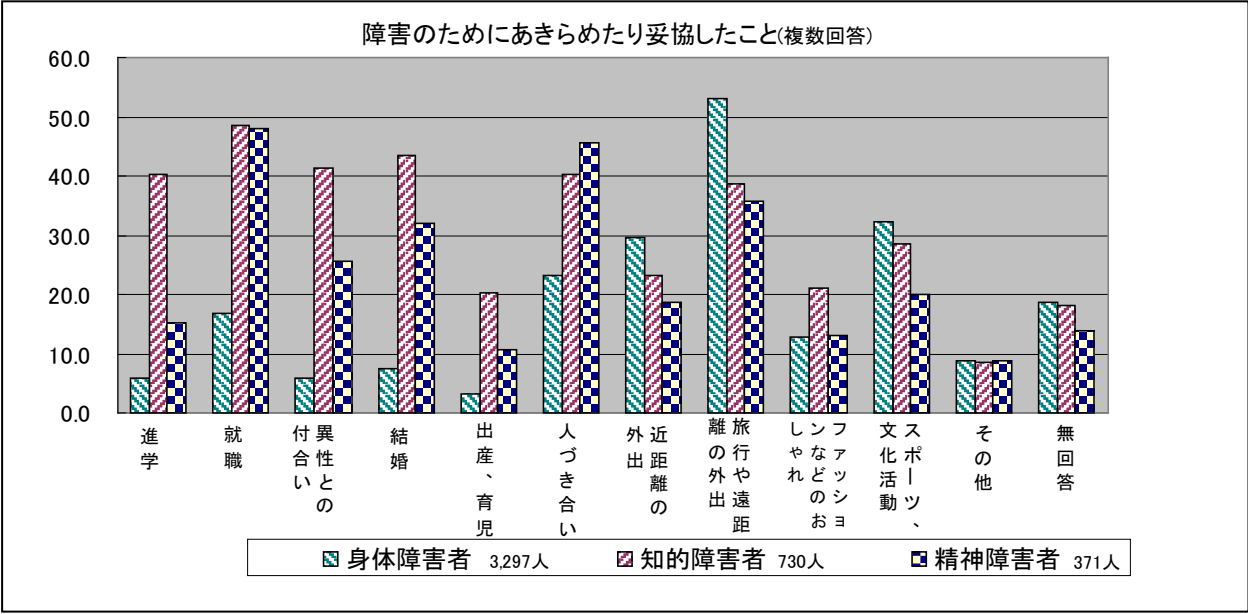
国際シンボルマークとは、英語の **International Symbol of Access** を日本語とした呼び名です。これは、障害者が利用できる建物であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。一般に「車いすマーク」といわれていますが、これは視覚障害者や聴覚障害者など、「全ての障害者」を対象としているものです。

国際シンボルマークは、国際リハビリテーション協会（以下、「**RI**」という。）で採択され、**RI** は、このマークがもつ意味を「障害者が利用できる建築物、施設であること」としています。



# 障害者の現状





(資料) 東京の社会福祉2004年版より

# 身体障害者補助犬法

(平成14年5月29日法律第49号)

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 身体障害者補助犬の訓練（第三条―第五条）
- 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性（第六条）
- 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第七条―第十四条）
- 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等（第十五条―第二十条）
- 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等（第二十一条―第二十四条）
- 第七章 罰則（第二十五条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条 第一項に

規定する政令で定める盲導犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

## 第二章 身体障害者補助犬の訓練

### （訓練事業者の義務）

第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条 に規定

する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

### 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号) 第二条 第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条 第十五号の規定の適用を受けるものをいう。))その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号) 第二条 第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法(昭和三十六年法律第百八十三号) 第三条 第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。)は、その管理する旅客施設(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。)及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等(車両、自動車、船舶及び航空機をいう。)を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第十条 事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十一条 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住

宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

第十二条 この章に規定する施設等(住宅を除く。)の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であつて、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

## 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条 の

規定により設立された法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬(当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。)であつて当該指定法人に申請があつたものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなつたと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。



(指定の取消し等)

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

## 第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定（介助犬又は聴導犬

の訓練に係る部分に限る。)は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であつて第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

以上

## 参考文献等

- ・ 高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準／平成 15 年 2 月／発行:国土交通省
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル」／平成 12 年 12 月／発行:東京都
- ・ 福岡市福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル」／平成 16 年 3 月／発行:福岡市
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状及びその配列 JIS T 9251:2001
- ・ 公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン／平成 13 年 8 月／発行:交通エコロジー・モビリティ財団
- ・ 東京の社会福祉／平成 16 年 4 月／発行:東京都
- ・ 障害をもつ方への接遇マニュアル／平成 13 年 2 月／発行:東京都心身障害者福祉センター
- ・ 研修テキスト 障害と障害のある人への理解／平成 10 年 3 月／発行:東京都心身障害者福祉センター
- ・ 「21 世紀の福祉のまちづくりビジョン」のあり方について-すべての人が地域でいきいきと暮らすために-  
／東京都福祉のまちづくり推進協議会最終報告／平成 15 年 8 月／東京都福祉局
- ・ 先端のバリアフリー環境カリフォルニアにみるまちづくり／編者:小川信子・野村みどり・阿部祥子・川内美彦／発行:中央法規出版株式会社
- ・ バリア・フル・ニッポン[障害を持つアクセス専門家が見たまちづくり]／著者:川内美彦／発行:株式会社現代書館

### メーカー等

- ・ TOTO バリアフリーブック (パブリックトイレ編)／発行:東陶機器株式会社
- ・ TOTO バリアフリーブック (高齢者施設の水まわり編)／発行:東陶機器株式会社
- ・ 子育てバリアフリーガイドブック／発行:コンビウイズ株式会社
- ・ 三菱のエレベーターカタログ、資料
- ・ 日立のエレベーターカタログ、資料
- ・ 社団法人日本オストミー協会資料
- ・ 社団法人日本エレベーター協会資料
- ・ <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>／国際シンボルマーク使用指針

平成17年3月発行

登録番号 (16) 143

## 身近なバリアフリーハンドブック

～できるところからはじめる

既存や小規模な建築物の改善とサポート～

編集・発行 東京都都市整備局市街地建築部市街地企画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL 03 (5388) 3345

印 刷 鈴政印刷製本株式会社

〒111-0042 東京都台東区寿3-16-6

TEL 03 (3841) 6473 FAX 03 (3841) 6572



古紙配合率100%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています